

基金の額の範囲内で、吸収合併存続医療法人が定めた額

- ④ 新設合併設立医療法人（新設合併により設立する医療法人をいう。以下④において同じ。）が当該合併に際して代替基金として計上すべき額は、新設合併直前の各新設合併消滅医療法人（新設合併により消滅する医療法人をいう。）の代替基金の額の合計額の範囲内で、新設合併消滅医療法人が定めた額とする。

9) 破産手続に関する債権の取扱い

医療法人が破産手続開始の決定を受けた場合においては、基金の返還に係る債権は、破産法 99 条 2 項に規定する約定劣後破産債権となる。

10) 貸借対照表の区分表示

- ① 基金の総額及び代替基金は、貸借対照表の純資産の部に基金及び代替基金の科目をもって計上しなければならない。
- ② 基金の返還に係る債務の額は、貸借対照表の負債の部に計上することができない。
- ③ 仕訳例

(基金受け入れ時)

(借方)		(貸方)	
(現金)	×××	(基金)	×××
(現物拠出財産の価額)	×××		

(基金返還時)

(借方)		(貸方)	
(基金)	×××	(現金)	×××

(代替基金に振替時)

(借方)		(貸方)	
(その他の利益剰余金)	×××	(代替基金)	×××

④ 貸借対照表表示

資 産 の 部	負 債 の 部
	純資産の部
	I 資本剰余金 ×××
	II 利益剰余金
	代替基金 ×××
	その他利益剰余金 ××× ×××
	III 基金 ×××
	純資産の部合計 ×××

(3) メリット・デメリット

基金制度を利用する場合の医療法人側のメリット・デメリットについては、以下のような項目が考えられる。